

令和 8 年第 3 回奥州市議会定例会付議事件

(令和 8 年 8 月 28 日)

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 1 号 令和 8 年度奥州市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第 2 号 衣川ふるさと自然塾条例の一部を改正する等の条例の制定について

議案第 3 号 奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 4 号 奥州市種山高原交流施設条例及びえさし藤原の郷条例の一部改正について

議案第 5 号 奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第 6 号 奥州市立幼稚園条例の廃止について

議案第 7 号 南八日市新地野線ほか交差点改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第 8 号 水沢中学校旧校舎等解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第 9 号 奥州市文化会館大ホール舞台照明設備等改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

議案第 10 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

議案第 11 号 令和 8 年度奥州市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 12 号 令和 8 年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第13号 令和8年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第14号 令和8年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第15号 令和8年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 令和8年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第17号 令和8年度奥州市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第18号 令和7年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第19号 令和7年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第20号 令和7年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第21号 令和7年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第22号 令和7年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第23号 令和7年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第24号 令和7年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第25号 令和7年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第26号 令和7年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第27号 令和7年度奥州市病院事業会計決算認定について
- 報告第1号 令和7年度奥州市一般会計継続費精算報告書の報告について
- 報告第2号 令和7年度奥州市健全化判断比率及び奥州市資金不足比率の報告について

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 佐藤 香代子
生年月日 （略）

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

人権擁護委員の佐藤香代子氏は、令和8年12月31日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 渡辺 光江
生年月日 （略）

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

人権擁護委員の高野教導氏は、令和8年12月31日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 鈴木 敦子
生年月日 （略）

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

人権擁護委員の鈴木茂氏は、令和8年12月31日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 渡邊 敦子
生年月日 （略）

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

人権擁護委員の佐々木きみ子氏は、令和8年12月31日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 南洞 やす子
生年月日 （略）

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

人権擁護委員の南洞やす子氏は、令和8年12月31日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

令和 8 年度奥州市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分に関し承認を求めることについて

令和 8 年度奥州市一般会計補正予算（第 7 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

奥州市長 郷右近 浩

専決第 8 号

専 決 処 分 書

令和 8 年度奥州市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 8 年 8 月 24 日

奥州市長 郷右近 浩

議案第 2 号

衣川ふるさと自然塾条例の一部を改正する等の条例の制定について

衣川ふるさと自然塾条例の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

市が一体的に管理する衣川ふるさと自然塾及び衣川青少年旅行村について、施設の運営体制の実態に合わせて規定を見直すとともに、使用料の引上げにより当該施設におけるサービスの安定的な提供を可能とするため、関係条例の一部改正及び廃止をしようとするものである。

衣川ふるさと自然塾条例の一部を改正する等の条例
(衣川ふるさと自然塾条例の一部改正)

第1条 衣川ふるさと自然塾条例（平成18年奥州市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 恵まれた自然環境を活用し、環境教育を通して青少年等の健全な育成を図るとともに、野外での活動を通して市民、都市住民等に心身リフレッシュの場を提供することにより地域の活性化及び観光振興を図るため、衣川ふるさと自然塾（以下「自然塾」という。）を設置する。

第2条表以外の部分中「ふるさと自然塾」を「自然塾」に改め、同条の表衣川ふるさと自然塾の項を次のように改める。

衣川ふるさと自然塾	奥州市衣川下大森地内
-----------	------------

第3条及び第4条を次のように改める。

(施設)

第3条 自然塾に次の施設を設置する。

- (1) コテージ
- (2) ケビン
- (3) オートキャンプサイト
- (4) テントサイト
- (5) 森林体験室（管理棟）
- (6) 体験学習館（加工施設）
- (7) 自然体験ハウス

(自然塾の管理)

第4条 自然塾の管理は、奥州市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成18年奥州市条例第91号）第5条の規定に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

第5条中「ふるさと自然塾」を「自然塾」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「ふるさと自然塾」を「自然塾」に改め、同条第2号中「規定による」を削り、同条第4号中「ふるさと自然塾」を「自然塾」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号から第3号までの場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市はその責めを負わない。

第8条を次のように改める。

(利用料金)

第8条 市長は、自然塾の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に自然塾の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができ

る。

2 前項の規定により指定管理者が収受する利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者が利用料金を収受する場合における前条の規定の適用については、同条中「別表に掲げる使用料」とあるのは、「指定管理者が定める利用料金」とする。

第12条を第14条とし、第11条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の業務)

第13条 自然塾の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

(1) 第5条第1項の許可を行うこと。

(2) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すこと。

(3) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。

(4) 第6条第1項の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは自然塾からの退去を命じること。

(5) 第8条第1項の規定に基づき、利用料金を収受すること。

(6) 第9条の規定に基づき、利用料金を減額し、又は免除すること。

(7) 第10条ただし書の規定に基づき、利用料金を還付すること。

(8) 前条の規定に基づき、施設又は設備を原状に回復するよう指示すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、自然塾の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第2号から第4号まで、第6号及び第7号の行為に関する基準を定めるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

第10条中「及び」を「又は」に、「、又は」を「又は」に、「、若しくは」を「若しくは」に改め、同条を第11条とする。

第9条ただし書中「次の各号のいずれかに該当する場合は」を「市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより」に改め、同条各号を削り、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第9条 市長（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、指定管理者。次条において同じ。）は、必要があると認めるときは、規則で定めるところ（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、第13条第2項の規定により定めた基準によるところ。次条において同じ。）により使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合においては、利用料金。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第8条関係）

区分		使用料	使用単位	附属の設備 の使用料
コテージ		10,000円	1棟につき1泊当たり	附属の設備 を使用する 場合は、市 長が別に定 める額を徴 収する。
ケビン		3,000円	1棟につき1泊当たり	
オートキャンプサイト		2,000円	1区画につき1泊当たり	
テントサイト		1,000円	1張につき1泊当たり	
森林体験室（管理棟）		500円	1時間当たり	
体験学習館（加工施設）		500円	1時間当たり	
自然体験ハ ウス	教室	200円	1時間当たり	
	講堂	500円	1時間当たり	
入場料（上記施設を使用 しない場合）		100円	1人につき	

備考

1 コテージ、ケビン、オートキャンプサイト及びテントサイトを日帰り
で利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。

2 乳幼児に係る使用料は、無料とする。

（衣川青少年旅行村条例の廃止）

第2条 衣川青少年旅行村条例（平成18年奥州市条例第162号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の衣川ふるさと自然塾条例別表の規定は、この条
例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使
用料については、なお従前の例による。

議案第 3 号

奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日 提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

岩手県職員の給与制度に準じ、本市の職員が通勤のために有料駐車場を利用する場合の通勤手当の取扱いについて定めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奥州市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年奥州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項第1号中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」の次に「及び第4項に規定する駐車場」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「の合計額が」を「及び前項の規則で定める額の合計額が」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で規則で定めるもののうち、通勤のため、規則で定める駐車場を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、支給単位期間につき、5,000円の範囲内で規則で定める額を前2項の規定による額に加算した額とする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 4 号

奥州市種山高原交流施設条例及びえさし藤原の郷条例の一部改正について

奥州市種山高原交流施設条例及びえさし藤原の郷条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日 提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

奥州市種山高原交流施設及びえさし藤原の郷の使用料等の額を引き上げることにより、当該施設におけるサービスの安定的な提供を可能とするため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市種山高原交流施設条例及びえさし藤原の郷条例の一部を改正する条例

(奥州市種山高原交流施設条例の一部改正)

第1条 奥州市種山高原交流施設条例（平成18年奥州市条例第257号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第8条関係）

区分	単位			使用料
コテージ	1 棟	1 泊	基本料金	13,000円
			1 人につき	1,000円
		日 帰 り		
カーサイト	1 区画	1 泊	4,000円	
		日 帰 り		
浴場	1 回			700円
テントサイト	1 泊	1 人につき		500円
	日帰り	1 人につき		250円

備考 乳幼児に係る使用料は、無料とする。

(えさし藤原の郷条例の一部改正)

第2条 えさし藤原の郷条例（平成18年奥州市条例第292号）の一部を次のように改正する。

別表大人の項中「1,000円」を「1,200円」に、「800円」を「1,000円」に改め、同表高校生の項中「800円」を「1,000円」に、「600円」を「800円」に改め、同表小・中学生の項中「500円」を「600円」に、「400円」を「500円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用されるこれらの条例に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）に係る使用料等について適用し、同日前までに使用される公の施設に係る使用料等については、なお従前の例による。

議案第 5 号

奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日 提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び奥州市病院事業
の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8
項」に改める。

(1) 奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年奥州市条
例第297号）第7条

(2) 奥州市病院事業の設置等に関する条例（平成27年奥州市条例第3号）第6
条

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 6 号

奥州市立幼稚園条例の廃止について

奥州市立幼稚園条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和 8 年 8 月 28 日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

令和 9 年度末をもって廃止する計画としていた奥州市立小山東幼稚園は、現在園児が在籍しておらず、今後において入園を希望する園児の見込みがないことから、令和 8 年度末をもって供用を廃止することに伴い、本件条例を廃止しようとするものである。

奥州市立幼稚園条例を廃止する条例

奥州市立幼稚園条例（平成18年奥州市条例第107号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

南八日市新地野線ほか交差点改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

南八日市新地野線ほか交差点改良工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名
南八日市新地野線ほか交差点改良工事
- 2 工事場所
奥州市江刺岩谷堂字松長根地内
- 3 契約金額
216,700,000円
- 4 請負者
住所 岩手県奥州市江刺愛宕字朴ノ木222番地1
氏名 及常建設株式会社
代表取締役 及川 浩行

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

南八日市新地野線ほか交差点改良工事の請負契約を締結しようとするものである。

議案第 8 号

水沢中学校旧校舎等解体工事の請負契約の締結に関し議決を求めること
について

水沢中学校旧校舎等解体工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 工事名

水沢中学校旧校舎等解体工事

2 工事場所

奥州市水沢字南丑沢地内

3 契約金額

632,500,000円

4 請負者

住所 岩手県奥州市水沢佐倉河字慶徳71番地

氏名 E C 南部コーポレーション(株)・佐野建設(株)特定市営建設工事共同企業体

構成員（代表者）

E C 南部コーポレーション株式会社

代表取締役 菅原 正聡

構成員

佐野建設株式会社

代表取締役 松坂 弘光

令和 8 年 8 月 28 日 提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

水沢中学校旧校舎等解体工事の請負契約を締結しようとするものである。

議案第 9 号

奥州市文化会館大ホール舞台照明設備等改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

奥州市文化会館大ホール舞台照明設備等改修工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 工事名

奥州市文化会館大ホール舞台照明設備等改修工事

2 工事場所

奥州市水沢佐倉河字石橋地内

3 契約金額

436,700,000円

4 請負者

住所 岩手県奥州市水沢字谷地明円82番地1

氏名 (株)東北電材・江刺電工(株)特定市営建設工事共同企業体

構成員（代表者）

株式会社東北電材

代表取締役 金澤 英治

構成員

江刺電工株式会社

代表取締役 菊地 康雄

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

奥州市文化会館大ホール舞台照明設備等改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

議案第10号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する目的

ポンプ自動車の経年劣化に伴う性能低下等により消防団活動に支障を来さないよう、計画的な車両更新を行い、円滑な消防団活動を図るため。

2 取得する財産

(1) 種別 ポンプ自動車

(2) 数量 2台

(3) 取得価格 66,440,000円

3 取得の方法

買入れ

4 取得の相手方

住所 岩手県一関市山目字中野34番地2

氏名 株式会社古川ポンプ製作所一関支店

支店長 佐藤 茂

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

提案理由

消防団活動で使用するポンプ自動車を取得しようとするものである。

議案第11号

令和8年度奥州市一般会計補正予算（第8号）

令和8年度奥州市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定める。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第12号

令和8年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和8年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第13号

令和8年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和8年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第14号

令和8年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和8年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第15号

令和8年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）

令和8年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第16号

令和8年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第17号

令和8年度奥州市病院事業会計補正予算（第1号）

令和8年度奥州市病院事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第18号

令和7年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について

令和7年度奥州市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第19号

令和7年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第20号

令和7年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第21号

令和7年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第22号

令和7年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第23号

令和7年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第24号

令和7年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第25号

令和7年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和7年度奥州市水道事業会計に関し、別冊のとおり利益の処分について議会の議決を求め、及び決算の認定に付する。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第26号

令和7年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和7年度奥州市下水道事業会計に関し、別冊のとおり利益の処分について議会の議決を求め、及び決算の認定に付する。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

議案第27号

令和7年度奥州市病院事業会計決算認定について

令和7年度奥州市病院事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和8年8月28日提出

奥州市長 郷右近 浩

報告第 1 号

令和 7 年度奥州市一般会計継続費精算報告書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 2 項の規定により、令和 7 年度奥州市一般会計継続費精算報告書について、別紙のとおり報告する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

奥州市長 郷右近 浩

令和7年度奥州市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実 績					比 較				
				年割額	左の財源内訳				支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源		特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
					国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他			国 県 支出金	地方債	その他	
10 教育費	3 中学校費	水沢中学校 校舎等改築 事業	令和 5 年度	円 816,168,000	円 775,300,000	円 40,868,000	円 309,263,000	円 28,215,000	円 1,743,500,000	円 15,463,000	円 506,905,000	円 481,500,000	円 25,405,000					
			令和 6 年度	2,448,504,000	29,461,000	2,298,000,000	121,043,000	1,863,646,000	28,215,000	1,743,500,000	91,931,000	584,858,000	1,246,000	554,500,000	29,112,000			
			令和 7 年度	816,168,000	10,936,000	726,000,000	41,000,000	38,232,000	1,823,578,000	43,449,000	1,652,800,000	71,414,000	55,915,000	△ 1,007,410,000	△ 32,513,000	△ 926,800,000	△ 30,414,000	△ 17,683,000
			計	4,080,840,000	40,397,000	3,799,300,000	41,000,000	200,143,000	3,996,487,000	71,664,000	3,690,100,000	71,414,000	163,309,000	84,353,000	△ 31,267,000	109,200,000	△ 30,414,000	36,834,000

令和8年8月28日提出

岩手県奥州市長 郷右近 浩

報告第 2 号

令和 7 年度奥州市健全化判断比率及び令和 7 年度奥州市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、令和 7 年度奥州市健全化判断比率及び令和 7 年度奥州市資金不足比率を次のとおり報告する。

1 令和 7 年度奥州市健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	12.6	26.5
早期健全化基準	11.58	16.58	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2 令和 7 年度奥州市資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
奥州市水道事業会計	—	20.0
奥州市下水道事業会計	—	20.0
奥州市病院事業会計	—	20.0
奥州市工業団地整備事業特別会計	—	20.0

令和 8 年 8 月 28 日提出

奥州市長 郷右近 浩